

## 特定最賃について

使用者委員 山埜

## 1 特定最低賃金の優位性

(1) 地域別最低賃金と特定最低賃金の全国加重平均額を比較すると、既に特定最低賃金の方が下回っており優位性がなくなっている。

(単位：円)

全国加重平均額	R5	R4	差
地域別最低賃金	1,004	961	43
特定最低賃金	970	942	28
差	34	19	15

(2) 全国の特定最低賃金（新産業別のみ）件数は、令和5年度は222件あり、うち143件の改正が行われ、79件の改正が行われなかった。また、特定最低賃金改正を全く行わなかった自治体は5（東京、神奈川、奈良、長崎、沖縄）あり、地域別最低賃金の急激な上昇により特定最低賃金の必要性がなくなっている。

((1)、(2)とも令和6年度版 最低賃金決定要覧)

(3) 特定最低賃金の対象となる産業は、基幹的産業（従事者数が多く、賃金水準が高い）が対象と思われるが、福井労働局最低賃金に関する基礎調査（令和6年調査）の平均賃金、中位数および第1.10分位数をみると、繊維については産業全体の平均値並み、電気、百貨店・スーパーについてはほぼ下回っている。

(単位：円)

	平均賃金	中位数	第1.10分位数
最賃調査対象産業	1,373	1,200	940
繊維	1,381	1,282	941
機械	1,859	1,551	1,060
電気	1,366	1,176	940
百貨店スーパー	1,266	1,071	980

(第513回第3-1~3-6)

## 2 影響率

福井労働局が行った福井県の中小零細企業または事業所を対象とした調査（第513回第2-1）による985円（984円+1円）に対する影響率は、機械を除くと15%を超えており雇用にマイナスの影響を与えかねない。

(単位：%)

	合計	1~9人	10~29人	30~99人
繊維	16.8	25.4	28.9	9.9
機械	2.1	7.1	4.2	0
電気	21.0	22.8	29.6	17.4
百貨店スーパー	17.8	-	-	17.8

### 3 業種別の賃金改定状況

一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（第4表①Bランク：第512回第1-194）および福井県経営者協会が行った賃金改定状況（最終報告：第515回第1-1）を業種別にみると、いずれも今回の引上げ率（5.69%）を下回っており、さらなる引き上げを行う理由がない。

（単位：%）

	第4表①	経営者協会調査
繊維（製造業）	2.6	3.22
機械（製造業）	2.6	5.26
電気（製造業）	2.6	4.34
百貨店スーパー（卸売業小売業）	2.3	3.13

4 政府は、「2030年代半ばまでに1500円」とさらなる引き上げ方針を示しており、今後も地域別最低賃金が最低賃金の一義的な役割を果たしていくと思われ、特定最低賃金は益々形骸化していくものと思われる。